

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○県営土地改良事業換地計画の縦覧
○保安林の指定実施要件の変更

(農村整備課)
(森林整備課)

収用委員会

○石巻市道元明神大街道東二丁目線2号事件審理の開始

二

告 示

○宮城県告示第一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業飯野川地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年一月六日から令和三年二月四日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河北総合支所

○宮城県告示第二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。

令和三年一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

(2) 主伐は、択伐による。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

(二) 次のとおりとする。

二 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

(2) 次のとおりとする。

(3) 石巻市(次の図に示す部分に限る。)

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の方法

(2) 次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第1号

石巻市起業の市道元明神大街道東二丁目線新設工事（宮城県石巻市門脇字元明神地内から同市門脇字浦屋敷地内まで及び同市大街道東三丁目地内から同市大街道東二丁目地内まで）及びこれに伴う市道代替工事に係る土地収用事件（石巻市道元明神大街道東二丁目線2号事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和3年1月5日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日時 令和3年2月5日（金）午後2時から
- 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者並びに土地所有者及び関係人に対する審問等